

【公式】廃棄物収集運搬における「白ナンバー」運搬の適法性と運用指針（2026年版）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2026年の法改正および規制改革に伴い、廃棄物収集運搬車両のナンバープレート（白ナンバー・緑ナンバー）に関するお問い合わせを多くいただいております。

株式会社浜田では、国土交通省の最新の事務連絡に基づき、法令を遵守した適切な運用を行っております。以下の通り、当社の運用フローを公表いたします。

1. 白ナンバーによる運搬が適法となる根拠

国土交通省の指針により、以下の条件を満たす運搬は「貨物自動車運送事業（緑ナンバー）」の許可を要しない「廃棄物処理業務の付帯行為」であることが明確化されています。

- **包括的委託契約の締結**： 排出事業者様と、収集・運搬・処分を一体とした契約を締結している。
- **密接不可分な業務内容**： 運搬が廃棄物処理（処分）工程の一環として行われている。
- **付帯的行為としての評価**： 独立した運送業ではなく、処理業務に付随する行為であること。

【結論】

当社が収集運搬・処分を一体として請け負う場合、**従来通り「白ナンバー」での運搬は適法**であり、法的な問題はございません。

2. ケース別運用区分

実務における運搬区分を以下の通り整理し、コンプライアンスを徹底してまいります。

運搬のケース	運搬主体	ナンバー	法的解釈
産業廃棄物の収集運搬	当社自社便	白	廃棄物処理業務の付帯行為として適法と解されます
専ら再生物の運搬	当社自社便	白	廃棄物処理業務の付帯行為として適法と解されます
有価物の運搬	当社自社便	白	自社所有物の運搬（自物運搬）のため適法と解されます
有価物の運搬	協力会社	緑	第三者による有償運送に該当するため緑が必要
廃棄物と有価物の混載	当社自社便 協力会社	白	同一車両で混載して運搬する際、当該運搬が廃棄物処理業務の付帯行為として一体的に実施される場合には、適法と解されます

※「収集運搬のみ」の許可であっても、包括契約に基づき処分工程と連携している場合は、国交省通知により白ナンバーでの運用が認められています。

3. 当社のコンプライアンス方針

当社は、排出事業者様の排出責任（リスク管理）を遵守するため、以下の体制を維持します。

1. **契約の適正化**： 廃棄物処理法に基づき、収集運搬・処分に関する法定要件を満たした委託契約を締結します。
2. **実態の透明化**： ケース別運用区分に則り、運用いたします。

4. 最後に

上記内容は、国土交通省の通達をもとに社内協議し、弊社顧問行政書士である尾上氏に見解を得て決定しました。

本件についてご不明な点がございましたら、以下の問い合わせフォームよりお問い合わせください。

<https://www.kkhamada.com/toiawase/>

※本記事は2026年3月における環境省・国土交通省の見解に基づいた当社の見解を示すものですが、今後の行政機関の判断や法解釈の変更により、内容を見直す可能性がございます。

株式会社 浜田